

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 14 項の規定により公表する。

令和 5 年 8 月 22 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 とも子

上越市監査委員 山 田 忠 晴

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和5年7月12日付け上監委第106号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>前回指摘事項等に関して、板倉区体育施設管理運営費では今回も業務報告書の受付日より前の日を検収日としている事例や10日以上超過して検収しているもの、業務報告書に受付印のないもの、決裁を受けていないもの及び決裁日が不明確なものがあり、改善が見られなかった。また、板倉区公民館管理運営費においても報告書の受付日の前に検収を行っている事例や報告書に受付印のないもの、文書主任の確認印がないもの及び起案・決裁が行われていないものが見られた。今回の監査における指摘事項に対しては、再三の言及となることを充分認識し、確実に事務引継を行い、指摘事項となった業務だけでなく、他の業務を含め適正な事務処理が行われるよう組織全体で事務体制の在り方を見直されたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回指摘の事項が是正されるよう、確実な引継を行うため、人事異動の際は、担当職員及び上司だけでなく、グループ全員で事務引継を行います。 【実施日：令和6年3月31日】 ・他の業務で同一の誤りが発生することのないよう、マニュアルに基づいてグループミーティングを実施する等、基本的な事務手順を再度確認するとともに、グループ内の全ての業務を点検します。 【実施日：令和5年8月1日】
	<p>○再発防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に指摘事項を見直し、グループ全体の事務を点検します。 【実施日：令和5年8月1日】